

171-参-本会議-32号 平成21年06月24日

※参議院本会議での法律案趣旨説明

○議長（江田五月君） 日程第九 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。厚生労働委員長辻泰弘君。

○辻泰弘君 ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、我が国における急速な少子高齢化の進行を踏まえ、仕事と子育て、仕事と介護それぞれの両立を支援し、労働者が男女共に、子供の養育又は家族の介護を行いながら働き続けることができる雇用環境を整備するため、育児・介護休業制度の見直し等を行うおとするものであります。

その主な内容は、第一に、三歳までの子供を養育する労働者について、事業主に対し短時間勤務制度を設けることを義務付けるとともに、労働者からの請求に応じた所定外労働時間の免除を制度化するものであります。

第二に、父母が共に育児休業を取得する場合、その子供が一歳二か月に達するまでの間に、一年間育児休業が取得できるようにするものであります。

これらのほか、育児休業制度の見直しに伴う育児休業給付の給付対象期間の延長、子供の看護休暇制度の拡充、介護のための短期休暇制度の創設、都道府県労働局長による紛争解決の援助や調停の仕組みの創設、厚生労働大臣の勧告に従わない場合の公表制度の創設等を行うものであります。

なお、衆議院において、紛争の解決、公表等に係る規定は公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日、調停に係る規定は平成二十二年四月一日から施行する旨の修正が行われるとともに、労働者からの育児休業の申出に対して、事業主が休業の開始予定日、終了予定日を明記した書面を労働者に交付し、休業期間を明確にしておくための厚生労働省令の改正を行うことが合意されております。

委員会におきましては、女性の継続就業率が改善しない理由、男性の育児休業取得率向上に向けた取組、育児休業中の所得保障の在り方、いわゆる育休切りなどの不利益取扱事案に厳正に対処する必要性、育児休業期間等を明記した書面交付に関する省令違反の是正策、期間の定めのある雇用者の育児休業取得要件を緩和する必要性、介護休業期間の拡充の必要性、子育て支援の地域格差に対応する必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長（江田五月君） これより採決をいたします。
本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（江田五月君） 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（江田五月君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百十九

賛成 二百十九

反対 ○

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)